
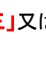


国民健康保険請求の手引

(訪問看護ステーション)

令和6年4月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

	保険者名	保険者番号	電話番号	給付割合	証の記号・番号(枝番)					
市	高知市	390013	(直)088(823)9359	国保 7割 ・ 未就学者		訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書の編綴・集計要領 請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。				
	室戸市	390021	(直)0887(22)5133							
	安芸市	390039	(直)0887(35)1002							
	南国市	390047	(直)088(880)6555							
	土佐市	390054	(直)088(852)7625							
	須崎市	390062	(直)0889(42)1355							
	土佐清水市	390088	(直)0880(82)1108							
	宿毛市	390096	(直)0880(62)1233							
	四万十市	390104	(直)0880(34)1114							
	香南市	390112	(直)0887(57)8506							
	香美市	390120	(直)0887(53)3115							
	郡	東洋町	390203				(直)0887(29)3394	8割 ・ 高齢受給者		1 オンラインによる請求について ◎令和6年7月より訪問看護レセプト(医療保険請求分)のオンライン請求が始まります。 QRコードをスキャン  厚生労働省ホームページ オンラインによる請求分については、県内分・県外分にかかわらず請求書の作成・提出は不要です。 「紙レセプト分」、「福祉医療費請求書」等の請求についてのみ請求書の提出が必要となります。 ※返戻レセプトの再請求については、紙媒体のみで返戻されたレセプトは紙媒体で再請求できます。オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトの再請求はオンラインでの再請求になります。
		奈半利町	390211				(直)0887(38)8181			
田野町		390229	(直)0887(38)2812							
安田町		390237	(直)0887(38)6712							
北川村		390245	(直)0887(32)1214							
馬路村		390252	(直)0887(44)2112							
芸西村		390260	(直)0887(33)2112							
大川村		390419	(代)0887(84)2211							
土佐町		390427	(直)0887(82)1110							
本山町		390500	(直)0887(76)2115							
大豊町		390518	(代)0887(72)0450							
佐川町		390708	(直)0889(22)7706							
越知町		390716	(直)0889(26)1115							
中土佐町		390724	(直)0889(52)2213							
日高村		390740	(直)0889(24)5001							
梶原町		390799	(直)0889(65)1170							
部		大月町	390831	(直)0880(73)1113	8割 7割		2 紙レセプト請求について ○保険者番号毎に請求書を作成してください。(下図参照) ○請求書への集計は、制度別で明細書の本人家族欄の区分毎に集計してください。(下図参照) ○県内分は公費点数の集計及び記載は不要です。 ○県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。 ○月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。 ○保険者番号毎に制度別でレセプトの本人家族欄の区分順(右図のとおり)に明細書をまとめてください。 ※レセプトがばらばらにならないように、クリップや輪ゴム等でまとめてください。 ※こよりでは綴じないでください。 ※返戻レセプトの再請求については、付せんをレセプトにホッチキス留めしたままで提出してください。 ○提出の際は、県外分と県内分が混在しないよう別まとめにしてください。 ◎請求書は、本会ホームページ「保険医療機関等のみなさまへ」「各種様式のダウンロード」コーナーからダウンロードできます。			
	三原村	390864	(直)0880(46)2111							
	いの町	391003	(直)088(893)1117							
	津野町	391011	(直)0889(55)2314							
	仁淀川町	391029	(直)0889(35)1080							
	四万十町	391037	(直)0880(22)3117							
	黒潮町	391045	(直)0880(43)2800							
	組合	医師国保	393025	(直)088(824)8808						
	県外分の取扱い	全国土木	133033	03(5210)4384				上記と同様		3 請求の取り下げについて ○当月分：電話あるいは再審査等請求書で毎月20日(県外分は17日※ただし、令和6年12月は16日)まで依頼が可能です。 ○過去分：再審査等請求書を提出してください。
		中央建設	133264	03(6709)2929						
全国建設工事業		133298	03(5652)7001							
全国歯科		093013	088(823)7369							
中四国薬剤師		333039	086(231)1738							
建設連合		233064	03(3504)1241							
全国左官		133231	03(3269)4778							
全国板金		133280	03(3453)8464							
訪問看護療養費明細書等の受付締切日 ○直接持参分、郵送分とも、訪問看護療養費明細書・福祉医療費請求書等の 受付締切日は、毎月10日(17時までの必着) です。 ※10日が土・日・祝日の場合は、本会事務所で9時から17時まで受付します。 ※受付締切日は厳守してください。										
5 福祉医療費請求書の編綴と集計方法について 編綴方法 請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書は、 法別番号毎にまとめて ください。 請求書(集計票)記載方法 法別番号毎に集計し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。 ◎高知市分は公費併用レセプトとして支払基金に提出してください。 お問い合わせは 業務課業務係 (088)820-8407 までお願いします。										
6 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について 交通事故等の第三者傷害による明細書には、「特記」欄に「10・第三」又は「  」を記載し、備考欄に 事故対象金額 を記載してください。 お問い合わせは 業務課求償係 (088)820-8421 までお願いします。										

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第4係 (088)820-8404

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

後期高齢者医療請求の手引

(訪問看護ステーション)

令和6年4月現在

	市町村名	保険者番号	電話番号	給付割合	被保険者番号	訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書の編綴・集計要領 請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。
市	高知市	39392014	(直)088 (823) 9380	7割	8桁の数字	1 オンラインによる請求について ◎令和6年7月より訪問看護レセプト(医療保険請求分)のオンライン請求が始まります。 QRコードをスキャン  厚生労働省ホームページ オンラインによる請求分については、県内分・県外分にかかわらず請求書の作成・提出は不要です。 「紙レセプト分」の請求についてのみ請求書の提出が必要となります。 ※返戻レセプトの再請求については、紙媒体のみで返戻されたレセプトは紙媒体で再請求できます。オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトの再請求はオンラインでの再請求になります。
	室戸市	39392022	(直)0887 (22) 5133			
	安芸市	39392030	(直)0887 (35) 1002			
	南国市	39392048	(直)088 (880) 6556			
	土佐市	39392055	(直)088 (852) 7636			
	須崎市	39392063	(直)0889 (42) 1355			
	宿毛市	39392089	(直)0880 (62) 1233			
	土佐清水市	39392097	(直)0880 (82) 1108			
	四万十市	39392105	(直)0880 (34) 1114			
	香南市	39392113	(直)0887 (57) 8506			
香美市	39392121	(直)0887 (53) 3115				
郡	東洋町	39393012	(直)0887 (29) 3394	8割	9割	2 紙レセプト請求について ○保険者番号毎に請求書を作成してください。(下図参照) ○請求書への集計は、給付割合毎に集計してください。(下図参照) ○県内分は公費分点数の集計及び記載は不要です。 ○県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。 ○月遅れ請求分も当月請求分と合わせて編綴・集計してください。 ○請求書は後期高齢者医療用を使用してください。旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。  ○レセプトの続紙及び添付書類は、ホッチキスで留めてください。 ○保険者番号毎で本人家族欄の区分順(上図のとおり)にレセプトをまとめてください。 レセプトがばらばらにならないように、クリップや輪ゴム等でまとめてください。 ※提出の際は、県外分と県内分が混ざらないよう別まとめにしてください。 ◎請求書は、本会ホームページ「保険医療機関等のみなさまへ」「各種様式のダウンロード」コーナーからダウンロードできます。 3 請求の取り下げについて ○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で毎月20日(県外分は17日※ただし、令和6年12月は16日)まで依頼が可能です。 ○過去分: 再審査等請求書を提出してください。 4 特別療養費レセプト(後期高齢者資格証明書による療養分)の取扱いについて 特別療養費の明細書は明細書の上部余白へ特別療養費と朱書きし、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。(請求書への集計は不要です。) 5 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について 交通事故等の第三者傷害による明細書には、「特記」欄に「10・第三」又は「ⓧ」を記載し、備考欄に事故対象金額を記載してください。 お問い合わせは 業務課求償係 (088)820-8421 までお願いします。
	奈半利町	39393020	(直)0887 (38) 8181			
	田野町	39393038	(直)0887 (38) 2812			
	安田町	39393046	(直)0887 (38) 6712			
	北川村	39393053	(直)0887 (32) 1214			
	馬路村	39393061	(直)0887 (44) 2112			
	芸西村	39393079	(直)0887 (33) 2112			
	本山町	39393418	(直)0887 (76) 2115			
	大豊町	39393442	(代)0887 (72) 0450			
	土佐町	39393632	(直)0887 (82) 1110			
	大川村	39393640	(代)0887 (84) 2211			
	いの町	39393863	(直)088 (893) 1117			
	仁淀川町	39393871	(直)0889 (35) 1080			
	中土佐町	39394010	(直)0889 (52) 2213			
	佐川町	39394028	(直)0889 (22) 7706			
	越知町	39394036	(直)0889 (26) 1115			
	梶原町	39394051	(直)0889 (65) 1170			
	日高村	39394101	(直)0889 (24) 5001			
	津野町	39394119	(直)0889 (55) 2314			
	四万十町	39394127	(直)0880 (22) 3117			
大月町	39394242	(直)0880 (73) 1113				
三原村	39394275	(直)0880 (46) 2111				
黒潮町	39394283	(直)0880 (43) 2800				
高知県後期高齢者医療広域連合 電話 088 (821) 4526 [資格] / 088 (821) 4896 [給付] FAX 088 (821) 4518						
○ 受付締切日は国民健康保険の締切日と同様です。 ○ 国保分と後期高齢者医療分は別々にまとめて提出してください。						

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに高知県後期高齢者医療広域連合に連絡ください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第4係 (088)820-8404

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>